

東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画 ―すべての学校における特別支援教育の推進を目指して―」を発表しました。これは、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する都民の期待に応え、都立特別支援学校における課題の解決とともに、幼稚園、小学校及び中学校、区立特別支援学校、都立高等学校及び都立中等教育学校における特別支援教育の推進・充実を図るためのものであり、平成23年度から平成28年度の東京都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画です。

全ての都立高等学校で取り組むこと

・適切な理解と指導
・組織的な対応

(1) 特別支援教育コーディネーターの育成

○学校経営支援センターごとに、都立特別支援学校と連携した協議会を実施します。

【第4章 1 (3) (4)】

(2) 発達障害のある生徒への指導力の向上

○都立高等学校における特別支援教育の充実に向けた研修会等を開催します。

【第4章 1 (2)】

(3) 個別指導計画・個別の教育支援計画の推進

○「個別指導計画・個別の教育支援計画充実検討委員会（仮称）」を設置します。

【第4章 2 (1)】

○都立高等学校における個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に役立つ資料を配布します。

【第4章 2 (1)】

チャレンジスクール等のモデル校で推進すること

・進路指導の充実
・相談支援体制の充実

(4) 発達障害のある生徒の進路指導の充実

○「進路指導に関する在り方検討委員会（仮称）」を設置します。

【第4章 2 (2)】

○学校経営支援センターごとに、都立特別支援学校と都立高等学校との「進路連絡協議会（仮称）」を開催します。

【第4章 2 (2)】

(5) 心理の専門家による相談支援体制の整備

○心理の専門家による巡回相談を充実します。

【第4章 2 (4)】

○「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」は、東京都教育委員会のホームページからダウンロードできます。

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/p_gakko/tokubetu.htm

「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画について」

○文部科学省の「高等学校における発達障害支援モデル事業」に関する資料は文部科学省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/002.htm

「文部科学省トップ>特別支援教育>特別支援教育>15 支援事業」



「高等学校における特別支援教育の充実 ～都立高等学校の具体的な取組に学ぶ～」

東京都教育委員会印刷物登録 平成22年度 第158号

発行 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話番号 03-5320-6847

高等学校における 特別支援教育の充実

～都立高等学校の具体的な取組に学ぶ～

高等学校の多くの実践事例から、特別な支援が必要な生徒は、学習や対人関係だけでなく、生活指導や進路指導などの課題も生じやすいことがわかってきました。都立高等学校では、これらの課題の解決に向けて、外部人材の有効活用や、教員間の共通理解により組織的に対応することにより、特別支援教育への理解と実践が広がってきています。

周囲の理解と支援によって、生徒一人一人の夢の実現が図られます。

高等学校



中学校



高等学校に進学する生徒のうち、発達障害等の特別な支援が必要とされた生徒 **約2.2%**

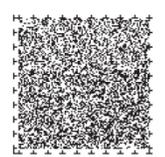
高等学校において新たな支援が必要とされる生徒

高等学校進学者のうち特別な支援を要する生徒の割合は**約2.2%**と報告されています（平成21年8月、文部科学省）。全日制1.8%、定時制14.1%、通信制15.7%という課程別の差異はあるものの、平均すれば**生徒総数の約2%程度**の割合で、発達障害等の特別な支援が必要な生徒が高等学校に在籍している状況がうかがえます。

東京都教育委員会は、特別支援教育推進計画（第二次実施計画）等に基づき、研究推進校における実践を重ねる中で、都立高等学校等における校内支援体制の在り方等を検討してきました。

このリーフレットは、これまでの都立高等学校における実践から、高等学校における支援の例を紹介しています。あわせて、平成23年度から実施する特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の内容をお知らせします。それぞれの学校の実情に応じた特別支援教育を一層推進するため、このリーフレットを活用してください。

平成23年2月
東京都教育委員会



※視覚に障害がある方のためにSPコードを添付しています

都立高等学校における支援の実際

高校生活の様々な場面で、支援を必要としている生徒がいることに気付くことがあります。気付いたときには、速やかな相談・連携が必要です。ここでは、実際に都立高等学校で実践してきた支援の例や工夫を紹介します。

気付き

都立A高校



●中学校からの引継ぎで、友達にからかわれることが多かったことを聞き取り、入学直後から支援が必要であると判断した。

都立高等学校の対応

- 担任と特別支援教育コーディネーターは、**保護者に、巡回相談で来校している専門家（臨床発達心理士）との面談を勧めた。**
- 専門家から学習環境や指導時の配慮事項について助言を得た。
- 保護者、担任、特別支援教育コーディネーターで話し合いを重ね、学校として個別の教育支援計画を作成した。

都立B高校

●個人面談で「学校生活で困っていることはないか？」という質問がきっかけで、中学2年のときに発達障害の診断を受けた、と生徒から申し出があった。



- 特別支援教育コーディネーターと担任は、**保護者の理解を得た上で中学校に連絡し、個別の教育支援計画を受け取った。**
- 校内でケース会議を行い、さらに学年会や職員会議の場で、指導方針や配慮事項について全教員の共通理解を図った。
- 個別の教育支援計画を作成し、定期的に本人、保護者と話し合う機会を設けている。

都立C高校

●入学直後からトラブルが絶えず、相手の言葉を顔面どおりに受け取るため、含みをもたせた表現が通じなかった。



「ちゃんとできないなら、やめなさい。」
「やめていいんですか。」

- 担任は、巡回相談で来校している専門家に**発達検査を含むアセスメントを依頼した。**対人関係とコミュニケーションの特徴について説明を受け、個別指導計画を作成した。

- 専門家と生徒の面談の機会をつくり、得意なことや苦手なことについて自己理解できるように支援した。

都立D高校

- 部活動のメンバーとトラブルが絶えないため、顧問は担任に相談した。
- 顧問と担任は、トラブルの原因はコミュニケーションが上手にできないためではないかと考えた。



- 顧問と担任から相談を受けた特別支援教育コーディネーターは、生徒との接し方について教員が学ぶ必要があると考え、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招いて、**発達障害に関する校内研修を実施した。**

- 研修会では、トラブルを起こした時の対応方法やトラブルを未然に防ぐ方法を学び、顧問の教員をはじめ全ての教員がゆとりをもって対応できるようになった。

都立高等学校の実践から学ぶこと

生徒が困っていることに気付く場面は様々です。その原因が、発達障害によるものかどうかはすぐには分かりません。しかし、たとえ小さなことであっても教員同士で情報交換をすることが大切です。校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制を有効に活用して、丁寧な対応を始めましょう。

そのためには、校内の支援体制を生徒や保護者に知らせた上で、保護者や生徒が相談しやすい機会を作ることが大切です。外部の専門家や、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携していくことがよりよい解決につながります。

校内特別支援体制を活用した支援の実際

次の事例は、都立E高校において校内支援体制を活用して支援を行った例です。「気付き」から「個別の教育支援計画の作成」までの各段階について、有効な支援をするためのポイントを整理してみました。是非参考にしてください。

気付き

担任は、ある生徒がその場の状況を理解できないために不用意な発言をしてしまい、友達とトラブルになってしまうことに**気付き**ました。担任は、特別支援教育コーディネーターに相談しました。

特別支援教育コーディネーターは、生徒の様子を観察したり、教科の教員から聞き取ったりした結果、学習面では、得意な分野での評価は高いが、国語や社会科などの理解には困難さがあることに**気付き**ました。

ポイント1

この学校では、担任が気付いたあと、特別支援教育コーディネーターへスムーズに相談できています。特別支援教育コーディネーターは、教科の教員からの聞き取りを行うことができるなど、学校全体の支援体制が整っています。



●校内の支援体制の構築は、相談しやすい雰囲気作りから始めましょう。

保護者との面談

特別支援教育コーディネーターは、保護者と面談をする前に、担任と**打合せ**を行い、

- 面談の時に気を付けること
- 保護者から聞き取る内容などについて整理してから、保護者と面談をしました。また、生徒が自分の気持ちを話しやすいように、**保護者と生徒は、別々に面談**することにしました。



ポイント2

打合せでは、保護者が相談しやすい聞き方や話し方をすることが大切です。例えば、

- 学校での様子を具体的に伝え、意見を聞く。
- 課題のあることから話を始めない。

など、保護者の心情に寄り添う相談が重要です。

面談の仕方に決まりはありません。事例のように、保護者と生徒を別々に面談することも工夫の一つです。

●保護者との面談は、事前の準備をしてから行いましょう。

専門家の協力

面談で保護者の理解を得て、**専門家**（臨床発達心理士等）にWISC-Ⅲなどの検査によるアセスメント（実態把握）を依頼しました。

この結果、言葉の受け取り方に特徴があること、他人の気持ちを間違えて解釈してしまうことなどの課題があることが分かりました。

また、生徒の状況に応じた相談先（医療機関を含む）の情報や連携の進め方について、助言を得ることができました。

ポイント3

専門家による観察や発達検査の実施によって、障害等の状態を詳しく知ることができます。例えばWISC-Ⅲでは、

- 言語能力と動作能力の差
- 言語理解、知覚統合、注意記憶
- 処理速度のばらつき

などを把握でき、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成につながる多くの所見を得られます。



●専門家の力を有効に活用しましょう。

個別の教育支援計画

専門家の意見を取り入れ、学校で作成した**個別の教育支援計画**を利用し、関係機関と支援方法を具体的に確認しました。

生徒も落ち着いた学校生活を送ることができました。

また、卒業に当たり、**個別の教育支援計画**を活用し、就労に関する関係支援機関に、支援を引き継ぐことができました。



ポイント4

個別の教育支援計画は、学校と支援者・支援機関との有効な情報伝達手段となります。

生徒にとって必要な支援の方法や、学校で効果をあげた方法などの貴重な情報を、将来の進学先や就職先等に引き継ぐことができます。

●支援は生徒が学校にいる間だけのためではありません。学校以外の機関や卒業後の連絡先に支援をつなげていきましょう。